

**ウサギの爪切りの際に背骨を骨折させた獣医師らに対する損害賠償請求が認められた事例**

【文献種別】 判決／大阪高等裁判所  
【裁判年月日】 平成29年8月30日  
【事件番号】 平成29年（ネ）第1208号  
【事件名】 損害賠償請求控訴事件  
【裁判結果】 一部棄却、一部取消  
【参照法令】 民法709条・715条  
【掲載誌】 公刊物未掲載

LEX/DB 文献番号 25549512

**事実の概要****1 事案**

Xは、平成26年11月27日午前11時半頃、飼っているウサギ（雌、1歳、以下「甲」という）を、獣医師であるY<sub>1</sub>が経営するA動物病院に連れていき、甲の爪切りを依頼した。Xは、甲を同病院のスタッフに預け、待合室で待っていたため、甲の爪切りの状況は見ていなかった。獣医師Y<sub>3</sub>が甲の体を押さえ、A病院のトリマーであるDが甲の爪切りを行った。爪切り終了後、XがA病院において甲の変化を指摘したことはなかった。

同日午後0時25分頃、Xは、甲をC動物病院に連れていき、同病院の獣医師の診察を受けさせた。この時、甲は、後足を前方に投げ出した状態で、前足だけで前進しており、レントゲン検査の結果、背骨（第6腰椎）が折れていることが判明した。同日午後7時頃、Y<sub>3</sub>は、Xの自宅を訪問し、対応したXの交際相手であるBが述べたとおりの文言で、自身のミスでウサギを下半身不随にしたこと、ウサギにかかる治療費等をウサギが死ぬまで支払う旨の書面を作成し差し入れた。

翌日、A病院の事務局長であるY<sub>2</sub>（Y<sub>1</sub>の夫）が、Xの自宅を訪問し、Bがあらかじめ作成していた、損害賠償金・慰謝料・治療費および通院交通費等を支払うほか、甲が死亡した場合には慰謝料とは別に100万円支払う旨の損害賠償請求書と題された書面に、氏名・住所等を記載しXに差し入れた。その後、Y<sub>2</sub>は弁護士に相談し、金銭の支払いを断り、交番へ相談に行った。

甲は、平成27年1月7日に死亡した。Xは、A病院の獣医師Y<sub>3</sub>が、甲の爪切りの際に、甲を

押さえ付けたことによって甲の背骨が折れ、その結果、甲が死亡したと主張して、主位的に、Y<sub>3</sub>については不法行為に基づき、Y<sub>1</sub>およびY<sub>2</sub>については使用者責任に基づき、治療費等184万円余の損害賠償金等の支払いを請求し、予備的に、Y<sub>3</sub>およびY<sub>2</sub>に対して各人との間において作成された書面の記載のとおり和解契約を締結したと主張し、各和解契約に基づき、Y<sub>3</sub>については和解金18万余、Y<sub>2</sub>に対しては和解金168万円余の支払いを請求した。

**2 第一審の判断**

第一審では、①Y<sub>3</sub>が甲の体を押さえ付けたことによって甲の背骨が折れたか、②Y<sub>3</sub>の行為と甲死亡との因果関係およびXの損害額、③Y<sub>3</sub>はBから強迫されて書面を作成し同書面に記載されたとおりの合意をしたか、④Y<sub>2</sub>はBから強迫されて書面を作成し同書面に記載されたとおりの合意をしたかが争われた。

第一審判決（大阪地判平29・3・23）では、上記の各争点について、①甲の爪切りの実施と背骨の骨折の判明は時間的に接着しているが、ウサギの骨は折れやすいことなどから、この事実だけから爪切りの際に甲の背骨が折れたという事実を推認することはできず、②したがってY<sub>3</sub>の行為と甲死亡の因果関係について判断する必要はないとされた。また、③・④については、Y<sub>3</sub>およびY<sub>2</sub>はBから強迫されて書面を作成しそこに記載された意思表示をしたと認められるのであり、弁論準備手続期日において意思表示を取り消すとの意思表示をしており、和解契約に基づき和解金を請求することもできないとしてXの請求を棄却した。

これに対して、Xが、原判決の取消しと、主位

的に、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>およびY<sub>3</sub>について不法行為または使用者責任に基づく損害賠償を請求し、予備的に、Y<sub>3</sub>およびY<sub>2</sub>に対して各人との間で締結した和解契約に基づく和解金の支払いを請求して控訴した。

## 判決の要旨

XのY<sub>1</sub>およびY<sub>3</sub>に対する請求を一部認容し、Y<sub>1</sub>およびY<sub>3</sub>はXに対して連帯して15万円余を支払うことを命じた。予備的請求については、Y<sub>3</sub>に対するものは検討の余地がなく、Y<sub>2</sub>に対するものは理由がないとして控訴を棄却した。第一審で問題となった争点①・②・④に対する判断は以下のとおりである。

①甲の爪切り前後の事情を検討したうえで、特に、A病院における爪切りと異変判明の時間が接着していることおよび爪切り時以外の他の原因が見当たらないことをふまえると、爪切りのために甲を押さえた際に甲の背骨に骨折が生じたものと推認せざるを得ない。ウサギの骨が折れやすいことは、獣医師において知られていたことであるから、それをふまえて、爪切りにおいても、十分注意して保定等を行うべきであるが、骨折が発生したことからは、その点について、Y<sub>3</sub>において過失があったというべきである。したがって、被控訴人Y<sub>3</sub>は、控訴人Xに対して不法行為責任を負うほか、その雇用主であるY<sub>1</sub>は使用者責任を負う。

②骨折後から死亡まで甲を診察・治療したC病院では甲の死因は不明とされていること、甲の骨折から死亡まで1か月以上が経過していること等から、甲が背骨の骨折により死亡したとは認められない。甲の骨折と相当因果関係のある損害は、治療費、通院交通費、備品・餌代等のほか、甲が骨折し、その後、不自由な生活をせざるを得なくなったことにより飼い主が被った精神的苦痛についての慰謝料（5万円）である。

④書面記載の内容のY<sub>2</sub>の意思表示はBの強迫によるものであり、Y<sub>2</sub>により取り消された。

## 判例の解説

### 一 本判決の特色

#### 1 ウサギに関する事例

本判決は、動物病院における爪切りの際に、獣

医師の処置によりウサギが背骨を骨折したため、獣医師および雇用主である動物病院の不法行為責任および使用者責任が問題となった事例である。爪切りの際の獣医師による保定が問題となっているため（爪切り自体は動物病院のトリマーが行っていた）、厳密には獣医療過誤事件とは呼べないが、本判決は、ウサギの治療に際しての獣医師の注意義務を考えるうえで注目に値する<sup>1)</sup>。本判決は、「爪切り中、ウサギ骨折 獣医師に15万円賠償命令」との見出しで新聞記事になるなど注目を集めた（朝日新聞デジタル2017年8月31日付）。獣医療過誤が問題となった裁判例は少なくないが、本件のようにウサギが対象の裁判例は、本判決より少し前に出た東京地判平28・6・16（LEX/DB25534472）しかない。同判決では、ウサギの伸びすぎた臼歯切除の際に下顎骨を骨折させたこととされた獣医師に対して43万円余の損害賠償請求が認められ、新聞でも話題となった（東京新聞夕刊2016年6月17日付）。

最近では、犬や猫だけではなく、ウサギやハムスター等の小動物もペットとして人気である。ウサギについては、可愛い姿形に加えて、散歩が不要で鳴き声もせず一人暮らしであっても手軽に飼えるとのイメージから、ペットとしての人気が高まっており、ウサギ専門の販売店も増えている。しかし、ウサギの骨が折れやすいことは、獣医師（さらには、ウサギを扱う専門業者やトリマー）においては周知の事実であるが、一般にはあまり知られていない。

### 2 小動物・エキゾチックアニマルの治療の難しさ

本判決が引用するウサギの専門書中では、ウサギの診察時には骨折しやすいことを考慮して、うさぎを驚かせたり、パニックに陥らせたりしないようにし、不意に人の頭上に駆け上がったたり、突進して診察台から飛び降りたりしないように注意する必要があると指摘されている。ペットとしての人気の高まりに応じて、獣医師がウサギを診る機会も増加しているが、ウサギは骨が折れやすいほか、犬や猫に効く抗生剤を与えると死ぬ危険があるなど、犬や猫とは異なる特徴があり治療が難しい動物である。

実のところ、獣医師法17条により獣医師でなければ診療を業務として行うことができない動物に、ウサギは含まれていない。同法17条があげ

る動物は、牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定める飼育動物である。現在のところ、獣医師でなければ業務として診療できない飼育動物として政令が定めるのは、オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種という鳥類である（獣医師法施行令2条）。このため、獣医学を学ぶ際にも、ウサギ等の小動物の診療は十分に学ぶ機会がないとされ、獣医師となつてからの経験によるところが大きい。獣医師としては、ウサギ等の小動物が自分のところに来れば緊急的な治療はするが、緊急性がなければできるだけ専門医に連れていくことを奨めたいところであろう。

ウサギだけではなく、エキゾチックアニマルの診療についても、今後、獣医師の責任が問われる事例が増加することが予想される。フェレット3匹が動物病院での腫瘍等の治療後に死亡したため飼い主が動物病院に対して損害賠償請求をした事例である東京地判平24・5・30（LEX/DB25494509）は、フェレットのようなエキゾチックアニマルと呼ばれる新しく導入された動物に対する獣医療の分野では、文献の数が限られていたり、適用が認められている医薬品がほとんどなかったりする等の事情があり、いかなる治療方針をとるかについては獣医師らの経験や裁量的な判断に負う部分が大きいとして、獣医師の治療行為は獣医療水準に違反しないとして獣医師の責任が否定されている。獣医師に犬や猫と同様の獣医療水準を求めることは、エキゾチックアニマルについては難しいということだが、これは本件で問題となったウサギ等の小動物にもいえる。

## 二 獣医師の行為により骨折が生じたか

### 1 推認による判断

本判決では、ウサギの治療・処置について特別の知見などが要求されていたわけではなく、高度の獣医療水準が問題となったわけではない。本判決にもあるように、ウサギの骨が折れやすいことは、獣医師においては周知の事実であるから、爪切りにおいてもその点に十分注意して保定等を行うべきであるのは当然である。本件で最も問題であったのは、爪切りの際に獣医師Y<sub>3</sub>が甲を保定していたことにより甲の背骨に骨折が生じたか否かという点であった。

本判決は、甲の爪切り前後の事情を詳しく検討

したうえで、A病院における爪切りと異変判明の時間が接着していることおよび爪切り時以外の他の原因が見当たらないことをあげて、爪切りのために甲を押さえた際に甲の背骨に骨折が生じたものと推認せざるを得ないと結論付けた。ウサギの専門書によればウサギは骨折のリスクが高いものの、普通に歩いたり、ケージに入っていたりするときに骨折が起こる可能性までは述べられておらず、一緒に連れていたもう一羽のウサギに何も起きていないことからしても、動物病院からの帰宅中に骨折が生じたと考えることは困難であるとする。第一審では、爪切りの実施と骨折判明は時間的に接着しているがそれは間接事実でしかないとされたことと対照的である。獣医師側にとっては厳しい判断であるが、飼い主側からすれば骨折が獣医師の保定によって生じたと正確に証明することは難しく、確実な間接事実の積重ねによるしか道はなかったであろう。ただ、本判決が、骨折判明直後に連絡を受けた獣医師Y<sub>3</sub>が、金銭の支払いを約する書面を作成し実際に一部を支払ったことについて、自らの過失の可能性がないにもかかわらずそうしたならばそれは不自然であるとして推認の要素とした点は、その後Y<sub>2</sub>が作成した同様の書面が強迫により取り消しうるものとされたこととの関係で疑問がある。

### 2 ウサギの骨折に関する裁判例

ウサギの骨折が問題となった裁判例としては、本判決のほか、先述の東京地判平28・6・16がある。同判決の事例は、飼っているウサギが食欲不振になったために動物病院で過長臼歯に対する処置を依頼したところ、動物病院の獣医師によって無麻酔で開口器を用いてなされた臼歯切除によってウサギが左右下顎骨を骨折し、その後死亡したというものである。飼い主は動物病院に対して民法425条ないし会社法350条に基づき損害賠償を請求し、治療入院費27万円余、通院・面会交通費4万円余、セカンドオピニオン費用1,500円、慰謝料8万円等合計で43万円余の請求が認められた。

同判決の事例では、臼歯切除処置後からウサギがよだれを流し食欲不振で2度の転院をし、転院先で膀胱のカルシウム泥貯蓄が確認されている（ウサギは高カルシウム尿症に罹ることが多い）。その後、入退院を繰り返した結果、食欲が回復し顎の骨の癒合が確認されたが、最終的には初診か

ら3か月後に膀胱炎の処置後ウサギが死亡している。同判決においても、本判決同様、獣医師の行為によってウサギの骨が折れたかという点、獣医師の行為とウサギの死亡との因果関係が問題となった。ウサギの死亡に関しては獣医師の処置との因果関係はなく腎不全によるものであるとされたが、通常より下顎が脆弱な可能性のある当該ウサギについて、開口速度や開口幅等について慎重に開口器を使用すべきであったのに十分な注意が尽くされておらず注意義務違反があるとされ43万円余の請求が認められた。本判決で問題となった爪切りと同様に、ウサギに対する一般的な治療ないしは処置である歯の切除に関する貴重な事例であり参考となる。

### 3 獣医療におけるインフォームド・コンセント

本判決では問題とされなかったが、上記の東京地判平28・6・16では、飼い主は臼歯切除の際に麻酔を実施するか否かについて十分な説明を受けていないとして、動物病院の説明義務違反の主張もなされた。この主張は認められなかったが、獣医療においても、やはり十分なインフォームド・コンセントが必要である。特に、犬や猫とは異なる特殊な体質を有するウサギ等については、獣医師による治療に関する十分な説明がより一層必要となる。もっとも、臼歯を削るのに麻酔がよいか無麻酔がよいか十分に説明して飼い主に治療方法を選択させたとしても、ウサギについては麻酔事故の可能性が他の動物よりも大きく、無麻酔であっても骨折する可能性が少なくないため、飼い主の選択は難しいものになるであろう。

獣医師の説明義務違反が認められた事例として、犬に対する腫瘍治療のための手術について説明義務違反があったとされた名古屋高金沢支判平17・5・30(判タ1217号294頁、LEX/DB28101389)<sup>2)</sup>、同様の事例である東京高判平19・9・27(判時1990号21頁、LEX/DB28140480)等がある。

### 三 慰謝料額

本件では、甲の死因は不明であること、甲の骨折から死亡まで1か月以上が経過していることなどから、骨折と死亡との因果関係は認められていない。したがって、甲の骨折と相当因果関係のある損害については、骨折による治療費、通院交通費、備品・餌代等のほか、甲が骨折し、その後、不自由な生活をせざるを得なくなったことにより

飼い主が被った精神的苦痛についての慰謝料であるとされた。

近時は、ペット動物の死傷に際して飼い主に認められる慰謝料額が高額化している<sup>3)</sup>。しかし、本判決において飼い主に認められた慰謝料は5万円と低額である。本判決はウサギの飼い主の慰謝料額の先例になると思われるが、犬や猫の飼い主に認められる慰謝料額と差があるのではないかという疑問がわく。この点については、上述のように骨折と死亡の因果関係は否定されているため、死亡ではなくあくまでも骨折(傷害)についての慰謝料である点で低額になったのではないかと考えられる。東京地判平24・7・26(LEX/DB25495415)は、美容業者の従業員であるトリマーが起こした猫の尻尾の切斷事故について、飼い主が、美容業者に対して使用者責任に基づき、従業員自身に対して不法行為に基づき損害賠償請求をした事例であり、トリミング中の事故に関して公表された珍しい裁判例であるが<sup>4)</sup>、同判決では、猫は死亡せず後遺症も残らなかったため、飼い主4人で合計10万円の慰謝料しか認められなかった。本判決では、ウサギであるから犬や猫と比べて低額というより、骨折により死亡に至ったわけではないため、このような5万円という金額になったのではないか。

#### ●—注

- 1) 獣医療過誤に関する裁判例については、浅野明子『ペット判例集——ペットをめぐる判例から学ぶ』(大成出版社、2017年)177頁以下、渋谷寛=杉村亜希子『ペットの判例ガイドブック』(民事法研究会、2018年)18頁以下参照。
- 2) 同判決の評釈として、浦川道太郎「判批」判タ1234号(2007年)55頁、椿久美子「判批」リマークス35号(2007年)34頁がある。
- 3) ペット動物の飼い主の慰謝料請求に関する裁判例については、吉井啓子「動物の法的地位」吉田克己=片山直也編『財の多様化と民法学』(商事法務、2014年)254頁以下、同「ペットをめぐる消費者問題」現代消費者法38号(2018年)46頁以下参照。
- 4) 同判決については、吉井啓子「猫のトリミング中に誤って尻尾の一部を切斷した業者と従業員に対する損害賠償請求」新・判例解説 Watch (法セ増刊)22号(2018年)73頁参照。